

装 装 制 第 7 7 号
令和元年 5 月 7 日

大 臣 官 房 長
各 局 長
施設等機関の長
各 幕 僚 長 殿
情 報 本 部 長
防 衛 監 察 監
各 地 方 防 衛 局 長

防衛装備庁長官
(公印省略)

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保のため
の措置の細部事項について（通知）

標記について、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保
について（防経装第 9 2 4 6 号。2 1 . 7 . 3 1）第 7 項第 2 号及び第 1 3
項の規定に基づき、別紙のとおり定めたので通知する。

添付書類：別紙

配布区分：長官官房審議官、各部長、施設等機関の長

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保のための
措置の細部事項

1 目的

この細部事項は、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防経装第9246号。21. 7. 31。以下「確保通達」という。）第7項第2号及び第13項の規定に基づき、防衛省が行う装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保のため、必要な事項を定めるものである。

2 定義

この細部事項における用語の定義は、確保通達に定めるところによる。

3 情報セキュリティの確保に係る保護すべき情報の適切な管理

装備政策部長が別に定めるところにより、保護すべき情報の適切な管理を実施するものとする。

4 監査の実施要領

装備政策部長が別に定める監査実施要領に基づき、情報セキュリティに関する監査を実施するものとする。

5 情報セキュリティの確保に関する実施要領

- (1) 防衛装備庁においては、装備政策部長が別に定める情報セキュリティの確保に関する実施要領に基づき、情報セキュリティの確保に関して必要な事項を実施するものとする。
- (2) 大臣官房等においては、前号の装備政策部長が別に定める情報セキュリティの確保に関する実施要領に準じて、情報セキュリティの確保に関して必要な事項を定めるものとする。